

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	郡山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 郡山医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
2年課程 専門課程(医療分野)	看護学科	夜・通信	30単位	6単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載 <http://www.k-kango.or.jp/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	郡山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 郡山医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	一般社団法人郡山医師会 郡山看護専門学校運営委員会
役割	<p>学校の経営方針、重要施策、財務その他経営に関する事項について協議し、健全な管理運営を図る。</p> <p>[主な審議事項]</p> <ul style="list-style-type: none">1 学則、規程等の制定及び改廃等に関すること2 予算及び決算並びに事業計画及び事業報告に関すること3 学生の入学及び卒業に関すること4 教育課程の決定等教育活動に関すること5 学生支援事業等の実施に関すること6 その他学校の管理運営に関すること <p>[意見を受けての主な改善点]</p> <ul style="list-style-type: none">○規程等の改正○事業計画への反映及び予算の確保○入学生確保対策の実施○学生支援事業の実施○経営改善に向けた取組の実施○臨地実習施設確保に向けた体制改善

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(一財)慈山会医学研究所 理事長(現職)	2024.6.27～ 2026.6月総会まで	法人役員
モミの木クリニック院長(現職)	2024.6.2～ 2026.6月総会まで	法人役員
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	郡山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 郡山医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準
その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

「保健師助産師看護師養成所指定規則」及び「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」等に基づき、本校の教育理念である「保健・医療・福祉」において質の高い看護を提供できる人材を育成することを目標として、授業科目及び単位数、時限数を決定し、本校「学則」に定めている。

上記「授業科目及び単位数、時限数」に基づき、学科長を中心として教務会議等における協議検討を経て、当該年度入学生に係る「授業計画書(シラバス)」を作成し、入学時に学生に配布するとともに、ホームページで公表している。

授業計画書の公表方法 ホームページに掲載 <http://www.k-kango.or.jp/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学修成果の評価にあたっては、本校学則第13条「成績の評価及び単位の認定」及び 看護学科履修規程第11条「成績評価の基準」、第8条「試験」等により、あらかじめ、試験やレポート等の適切な評価方法及び明確な評価基準等を設定し、厳格かつ適正に単位及び履修認定を行っている。

なお、具体的な評価方法(試験)及び評価基準については、次項「3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)」を参照のこと。

また、入学前における既修得単位等についても、「看護学科 既修得単位認定規程」に基づき適正に認定を行っている。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

本校学則第13条「成績の評価及び単位の認定」及び 看護学科履修規程第11条に基づき、客観的な指標の設定等について、適切に実施している。

【方法】(看護学科履修規程第8条「試験」) ※なお、試験は100点を最高点とする。

- (1) 筆記試験
- (2) 実技試験
- (3) レポート
- (4) その他、担当教員及び講師(実習指導者を含む)が適當と認めた方法

【基準】(看護学科履修規程第11条「成績評価の基準」)

優	… 80点以上
良	… 70点以上 80点未満
可	… 60点以上 70点未満
不可	… 60点未満

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページに掲載 <http://www.k-kango.or.jp/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校学則第18条「卒業の認定及び専門士の付与」及び 看護学科履修規程第13条「卒業認定の基準」に基づき、卒業の認定に関する方針及び決定方法を定め、適切に実施している。

【卒業の認定及び専門士の付与】(学則第18条)

校長は、学則第12条に定める全授業科目において、第13条に定める単位の認定(既修得単位の認定を含む)を受けた者に卒業を認め、専門士(医療専門課程)の称号を付与する。

【卒業認定の基準】(看護学科履修規程第13条)

次の各号のいずれにも該当する者として認定会議で承認された者

- (1) 学則第12条第1項別表2に定める履修すべき全ての授業科目を履修し、評価に合格(学則第14条に定める既履修科目の認定を含む)して必要な単位を修得した者
- (2) 出席すべき日数の3分の2以上を出席している者

卒業の認定に関する
方針の公表方法

ホームページに掲載 <http://www.k-kango.or.jp/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	郡山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 郡山医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページに掲載 http://www.k-kango.or.jp/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	ホームページに掲載 http://www.k-kango.or.jp/
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士				
医療		2年/専門課程	看護学科	○					
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類						
			講義・演習	実習	実験・実技				
2年	昼間	75単位	59単位	16単位					
		75単位							
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数				
80人		77人	0人	7人	48人				
カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）									
(概要)									
「保健師助産師看護師養成所指定規則」及び「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」等に基づき、本校の教育理念である「保健・医療・福祉」において質の高い看護を提供できる人材を育成することを目標として、授業科目及び単位数、時限数を決定し、本校「学則」に定めている。									
上記「授業科目及び単位数、時限数」に基づき、学科長を中心として教務会議等における協議検討を経て、当該年度入学生に係る「授業計画書（シラバス）」を作成し、入学時に学生に配布とともに、ホームページで公表している。									

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） (概要) 「保健師助産師看護師養成所指定規則」及び「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」等に基づき、本校の教育理念である「保健・医療・福祉」において質の高い看護を提供できる人材を育成することを目標として、授業科目及び単位数、時限数を決定し、本校「学則」に定めている。 上記「授業科目及び単位数、時限数」に基づき、学科長を中心として教務会議等における協議検討を経て、当該年度入学生に係る「授業計画書（シラバス）」を作成し、入学時に学生に配布とともに、ホームページで公表している。

<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>本校学則第13条「成績の評価及び単位の認定」及び 看護学科履修規程第11条に基づき、客観的な指標の設定等について、適切に実施している。</p> <p>【方法】（看護学科履修規程第8条「試験」） ※なお、試験は100点を最高点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 筆記試験 (2) 実技試験 (3) レポート (4) その他、担当教員及び講師(実習指導者を含む)が適當と認めた方法 <p>【基準】（看護学科履修規程第11条「成績評価の基準」）</p> <table border="0"> <tr> <td>優</td> <td>… 80点以上</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>… 70点以上 80点未満</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>… 60点以上 70点未満</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>… 60点未満</td> </tr> </table>	優	… 80点以上	良	… 70点以上 80点未満	可	… 60点以上 70点未満	不可	… 60点未満
優	… 80点以上							
良	… 70点以上 80点未満							
可	… 60点以上 70点未満							
不可	… 60点未満							
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>本校学則第18条「卒業の認定及び専門士の付与」及び 看護学科履修規程第13条「卒業認定の基準」に基づき、卒業の認定に関する方針及び決定方法を定め、適切に実施している。</p> <p>【卒業の認定及び専門士の付与】（学則第18条）</p> <p>校長は、学則第12条に定める全授業科目において、第13条に定める単位の認定(既修得単位の認定を含む)を受けた者に卒業を認め、専門士(医療専門課程)の称号を付与する。</p> <p>【卒業認定の基準】（看護学科履修規程第13条）</p> <p>次の各号のいずれにも該当する者として認定会議で承認された者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学則第12条第1項別表2に定める履修すべき全ての授業科目を履修し、評価に合格(学則第14条に定める既履修科目の認定を含む)して必要な単位を修得した者 (2) 出席すべき日数の3分の2以上を出席している者 								
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>遠隔授業に対応した自主学習カリキュラム(240チャンネル)の導入や、看護師国家試験対策としての個別対策指導や模擬試験の実施、学生主体の自主参加型学習会の支援など、年間を通して、様々な学修支援に取り組んでいる。</p>								

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
21人 (100%)	1人 (4.8 %)	20人 (95.2 %)	0人 (0 %)
(主な就職、業界等) 病院、医院等			
(就職指導内容) 個別指導(履歴書・面接等)、就職ガイダンス、図書室情報検索、合同病院説明会の紹介等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験 合格者 20名／21名(合格率95%)			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
67 人	4 人	6.0 %
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) カウンセラーによるカウンセリングや教員等による個別相談等を通して、休学からの復学を勧めるなど、修学継続に向けた学生支援に取り組んでいる。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料(年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	480,000 円	210,000 円	施設整備費 150,000 円 (入学時納付) 実習費 60,000 円 (5,000 円/月) ※教科書代、健康管理費等の諸経費は別途徴収
修学支援 (任意記載事項)				
学校独自の奨学給付金制度あり（上限100,000円/年）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 http://www.k-kango.or.jp/															
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）															
学校活動全般について学校評価（自己評価）を行い、それらに対する病院等や実習施設など関係者からの意見や提示された課題等に基づき、具体的な解決策に取り組むことで、教育活動その他学校運営の改善を図ることを目的とする。 [評価項目] 1学校経営 2教育課程・教育活動 3卒業・試験対策 4学生生活支援 5管理運営・財政 6施設整備 7教職員の育成 8広報 9地域連携 [体制] 学校評価委員会（法人役員、臨地実習施設部長で構成）を設置し意見を聴取															
学校関係者評価の委員															
<table><thead><tr><th>所 属</th><th>任 期</th><th>種 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>医療法人慈繁会 理事長</td><td>2024.4.1～ 2025.3.31</td><td>法人役員</td></tr><tr><td>佐藤眼科医院 院長</td><td>2024.4.1～ 2025.3.31</td><td>法人役員（元校長）</td></tr><tr><td>郡山市医療介護病院 副院長</td><td>2024.4.1～ 2025.3.31</td><td>臨地実習施設役員</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	所 属	任 期	種 別	医療法人慈繁会 理事長	2024.4.1～ 2025.3.31	法人役員	佐藤眼科医院 院長	2024.4.1～ 2025.3.31	法人役員（元校長）	郡山市医療介護病院 副院長	2024.4.1～ 2025.3.31	臨地実習施設役員			
所 属	任 期	種 別													
医療法人慈繁会 理事長	2024.4.1～ 2025.3.31	法人役員													
佐藤眼科医院 院長	2024.4.1～ 2025.3.31	法人役員（元校長）													
郡山市医療介護病院 副院長	2024.4.1～ 2025.3.31	臨地実習施設役員													
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 http://www.k-kango.or.jp/															
第三者による学校評価（任意記載事項）															

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 http://www.k-kango.or.jp/
学校案内冊子「郡山医師会 郡山看護専門学校 GUIDE Book」（希望者へ配布）

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H107320381079
学校名（○○大学等）	郡山看護専門学校
設置者名（学校法人○○学園等）	一般社団法人郡山医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		—	—	—
内訳	第Ⅰ区分	0人	0人	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				—
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人		0人	0人
計	人		0人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	人	前半期	0人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人	0人
計	人	0人	0人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。